

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「道路交通法施行令の一部を改正する 政令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和8年3月12日 長官官房 生活安全局 刑事局 交通局</p>
<p>1 趣旨</p> <p>「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「デジタル手続法施行規則」という。）等の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和8年3月13日（金）から同年4月11日（土）まで（30日間）</p> <p>3 概要</p> <p>(1) 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について</p> <p>都道府県公安委員会等の掲示板等への掲示により行うことと規定されている公示等について、一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くなどの措置により行うこととするなど、所要の改正を行うもの。</p> <p>(2) 「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」等に対する意見の募集について</p> <p>電磁的記録による縦覧等及び作成等を行う方法についての規定の新設その他所要の規定の整備（電子署名の定義の明確化、都道府県公安委員会等に係る手続等をデジタル手続法施行規則の適用範囲に含めるための関連規定の改正等）を行うもの。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和8年5月21日から施行する（一部告示案を除く。）。</p>		

公安委員会 説明資料No. 2	「国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則」について	令和8年3月12日 長官官房
<p>1 概要</p> <p>公益信託については、これまで、各主務官庁による許可及び監督が行われてきたところ、令和8年4月1日施行の公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「新法」という。）によって、主務官庁制が廃止され、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）による認可及び監督の制度が創設されることとなっている。</p> <p>これに伴い、各主務官庁が所管する公益信託の許可等に関する規則を廃止する必要がある。</p> <p>2 規則の廃止</p> <p>国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和59年国家公安委員会規則第2号）を廃止することとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>新法の施行の日（令和8年4月1日）</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和8年3月12日 生活安全局</p>
----------------------------	---	----------------------------

1 趣旨

令和7年6月20日に公布された「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」（令和7年法律第75号。以下「法」という。）の施行に伴う政令等の制定に当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和8年3月13日（金）から令和8年4月11日（土）まで（30日間）

3 政令案等の概要

(1) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案

- 題名を改め、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令」とする
- 特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを買い受ける場合の本人確認について、その確認を免除する特例対象に、外国政府等を規定するほか、所要の改正を行うもの。

(2) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則案

- 特定金属くず買受業の開始、廃止及び変更の届出に係る届出事項、これらの届出に係る添付書類につき規定する
 - 特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを買い受ける場合の本人確認の方法について、
 - ・ 自然人である買受けの相手方に係る対面での本人確認方法として、運転免許証、在留カード、個人番号カード等の顔写真付きの本人確認書類の提示を受けることとし、当該書類の写しを保存すること
 - ・ 自然人である買受けの相手方に係る非対面での本人確認方法として、相手方の容貌及び顔写真付きの本人確認書類の画像情報の送信を受けることとし、当該情報又はその写しを保存すること
 - 特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを買い受ける場合に作成する取引記録の記載事項を規定する
- ほか、所要の規定を定めるもの。

(3) その他

告示において、所要の規定を定めるもの。

4 施行期日

法の施行の日（令和8年6月1日（予定））

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案について</p>	<p>令和8年3月12日</p> <p>刑 事 局</p>
<p>1 改正概要</p> <p>(1) 本人確認義務等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大 近年の詐欺において、データ通信が不正に利用されていることを踏まえ、データSIM（※）を措置の対象に追加。 ※ 音声通話機能を有さず、データ通信（SMSを含む。）のみ可能なSIM。</p> <p>(2) 外国人の本人特定事項に関する規定の整備 短期滞在外国人がデータSIMを利用している実態を踏まえ、パスポート等による本人確認に関する規定を整備。</p> <p>(3) 警察署長による契約者確認の求めに必要な照会に係る規定の追加 メッセージアプリ等によるデータ通信の不正利用において、当該アプリ等の運営者からアカウントに紐づく情報の提供を受ける必要があるため、契約者確認の求め（※）に必要な範囲に限り、関係事業者へ照会し、報告を求める規定を追加。 ※ 警察署長は、携帯電話が詐欺等に利用されていると認めるに足りる相当な理由がある場合、携帯通信事業者に対して、携帯電話の契約者に関する事項について確認できるよう求めることができる（契約者が確認に応じない場合、携帯通信事業者は役務提供を拒否することができる。）。</p> <p>(4) 個人による通常想定されない回線数（多回線契約）の役務提供拒否に係る規定の追加 携帯通信事業者が役務提供拒否できる場合に、特定の個人に提供する回線数の合計が一定数を超える場合を追加。</p> <p>(5) 法人の契約締結等を行う契約担当者等の在籍確認に関する規定の整備 法人契約を抜け道とした不正な多回線契約を防止するため、一定の方法で法人の契約担当者等の在籍確認を行う義務を追加。</p> <p>2 施行期日 一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>3 今後の予定 3月19日（木）閣議請議 ※ 総務省との共同請議 3月24日（火）閣議決定</p>		

公安委員会 説明資料No. 5	「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に対する意見募集について	令和8年3月12日 交 通 局
--------------------	--	--------------------

1 概要

令和7年5月28日に公布された「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）により、総務大臣の認定を受けて電気通信事業者に対して鉄塔等を貸し出す事業者（以下「認定鉄塔等提供事業者」という。）に対して、認定電気通信事業者と同等の特権（他人の土地の使用権を簡易な手続により設定可能とするもの）が付与されることとなった。

今般、改正法の施行に向け、関係政令の整備を行うに当たり、意見募集手続を行うもの（総務省において実施）。

2 当庁関係の改正事項

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令では、認定電気通信事業者について、長時間駐車等禁止の適用除外を認めているところ、認定鉄塔等提供事業者についても、同様に適用除外を認めることとする。

3 今後の予定

意見公募手続：令和8年3月以降

施行期日：改正法の施行の日（公布の日（令和7年5月28日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

<p>公安委員会 説明資料No. 6</p>	<p>重要施設の周辺地域の上空における 小型無人機等の飛行の禁止に関する 法律の一部を改正する法律案について</p>	<p>令和8年3月12日 警 備 局</p>
<p>1 対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲の拡大 対象施設周辺地域として指定すべき地域を、対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね1,000メートルの地域とする。</p> <p>2 対象施設の追加</p> <p>(1) 天皇又は内閣総理大臣の所在する施設を、警察庁長官が天皇又は内閣総理大臣の安全を確保するために必要な期間を定めて対象特別要人所在施設として指定することができることとし、これを対象施設とする。</p> <p>(2) 外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のために使用される会議場施設その他の施設を、外務大臣が当該国際会議の円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて対象外国公館等として指定することができることとする。</p> <p>3 対象施設の安全の確保のための措置に関する規定の整備 対象施設に対する危険を未然に防止するための措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき等において警察官がとることができる措置に、対象施設の管理者その他関係者に対し必要な措置をとることを命ずることが含まれることを明確化する。</p> <p>4 罰則の創設 対象施設周辺地域の上空（対象施設及びその指定敷地等の上空を除く。）で小型無人機等の飛行を行った者に対する罰則を設ける。</p> <p>5 施行期日 公布の日から起算して20日を経過した日</p>		

1 検挙状況（3月10日（期日後30日）現在）

	今回				前回比			
	事件数	件数	人員	逮捕	事件数	件数	人員	逮捕
買 収	1	11	14	3	-4	-19	-2	±0
自 由 妨 害	8	12	8	4	-3	±0	-3	-5
投 票 干 渉	2	2	3	0	-8	-13	-15	±0
詐 偽 投 票	8	8	8	1	±0	±0	±0	+1
投 票 偽 造	0	0	0	0	±0	±0	±0	±0
地 位 利 用	0	0	0	0	-2	-2	-3	±0
文 書 違 反	0	1	0	0	±0	±0	±0	±0
そ の 他	3	3	4	0	-1	-1	±0	±0
合 計	22	37	37	8	-18	-35	-23	-4

2 主な検挙事例

- 落選候補者らによる現金買収事件（警視庁）

公安委員会	令和7年における犯罪収益移転防止法の	令和8年3月12日
説明資料No. 8	施行状況等について	刑事局

1 犯罪収益移転防止に関する年次報告書の作成・公表

- 犯罪収益移転防止法の施行状況等について国民の理解を深めるため、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」を概要版と併せて作成・公表
- 令和7年版は、年次報告書の冒頭において、主なマネロン対策について国民の理解を深めるための特集（非金融分野での対策、本人確認方法の見直し）を掲載

2 犯罪収益移転防止法の施行状況等

(1) 疑わしい取引の届出状況

- 疑わしい取引の届出件数は、約102万件（前年比約17万件増）
- 捜査機関等への疑わしい取引に関する情報の提供件数は、約96万件（前年比約15万件増）
- 都道府県警察において疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は、1,110件（前年比36件増）

(2) 行政措置（報告徴収・意見陳述）の実施状況

- 特定事業者に対して実施した報告徴収の件数は、5件（前年比2件増）
（※ 宝石・貴金属等取扱事業者に対するものは、法施行後初）
- 所管行政庁に対して実施した意見陳述の件数は、2件（前年比1件減）

(3) 犯罪収益移転防止法違反等の検挙状況

- 犯罪収益移転防止法違反（ex:預貯金通帳等の譲渡等、暗号資産交換用情報の提供等）の検挙件数は、計4,699件（前年比：186件増）
- マネー・ローンダリング事犯（ex:組処法第10条（犯罪収益等隠匿）違反）の検挙件数は、計1,792件（前年比：509件増）

(4) 外国F I Uとの情報交換

- 令和7年末現在、計120の国・地域との間で情報交換枠組みを設定
- 同年中新たにオマーンとの間で情報交換枠組みを設定

公安委員会	令和7年におけるサイバー	令和8年3月12日
説明資料No. 9	空間をめぐる脅威の情勢等について	サイバー警察局

第1 概要

令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢と警察の取組について取りまとめたもの。

第2 特集及びトピックス

「特集」として、急速に社会へ浸透しているAI及び深刻な社会問題となっているランサムウェアについて、「トピックス」として、国家安全保障におけるサイバー警察の果たす役割及び匿名性の打破に向けた取組について、それぞれ記載。

第3 サイバー空間の脅威情勢と警察の取組

1 サイバー空間の脅威情勢

(1) 高度な技術を悪用したサイバー攻撃の脅威情勢

令和7年においては、政府機関や金融機関等の重要インフラ事業者等におけるDDoS攻撃とみられる被害や情報窃取を目的としたサイバー攻撃等が相次ぎ発生。

(2) インターネット空間を悪用した犯罪に係る脅威情勢

フィッシング報告件数は245万4,297件と過去最多。ネットバンキングに係る不正送金事犯の被害総額も約103億9,700万円と過去最多。ボイスフィッシングや証券不正取引等の新たな手口の被害も見られ、深刻な情勢が継続。

(3) 違法・有害情報に係る情勢

インターネット上には、「犯罪実行者募集情報」等の違法情報や「自殺誘引情報」等の有害情報が蔓延しているほか、災害発生時における偽情報も治安上の懸念。また、外国からの偽情報も安全保障上の脅威。

2 警察の取組

サイバー特別捜査部では、重大サイバー事案に、都道府県警察サイバー部門では、高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に対処。令和7年におけるサイバー犯罪の検挙件数は15,108件。

● 令和7年中の事案の代表事例

インド中央捜査局（CBI）と共に、サポート詐欺の国際共同捜査を行った結果、令和7年5月、同局がインド所在の同国人6人を逮捕。令和8年1月、サイバー捜査課長がCBIに捜査協力への感謝状を手交。